



令和5年3月16日

『生活資金支援ローン』の取扱期間延長について

この度の新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。

鶴岡信用金庫（理事長 佐藤 祐司）は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けられた皆さまに対しお役立ていただけるよう「生活資金支援ローン」（一般社団法人しんきん保証基金付）の取扱いをしておりますが、取扱い期間の延長をいたしますのでお知らせいたします。

記

1. 「生活資金支援ローン」の概要

項目	内容
取扱期間	・令和2年7月1日(水)～ <u>令和5年9月29日(金)</u> ※上記期間内にお申込みを受付した分までを対象とします。
対象となる方	・次のすべてを満たす方 ①申込時年齢が満20歳以上である方 ②安定継続した収入がある方(勤務先等が休業中の場合、休業後の復職および安定継続した収入の見込みがあれば可能) ・一般社団法人しんきん保証基金の保証を受けられる方
資金用途	新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等によって申込人が必要とする生活資金 ※事業性資金、株式取得資金、投機的資金、税金支払資金、転貸資金は不可
貸出金額	50万円以内
貸出期間	3ヶ月以上10年以内
貸出金利	年4.0%(固定金利・保証料を含む)
貸付形式	証書貸付
返済方法	毎月元金均等・元利均等割賦返済 ※融資金額の50%以内につき6ヶ月ごとの増額(ボーナス)返済併用も可能
元金据置	最長1年間の元金返済据置可能
利用回数	1顧客1回限り

以上

■本件に関するお問い合わせ先・ご照会先

鶴岡信用金庫融資部 担当：上林・佐藤

TEL：0235-22-2598

つなぐ力で100年幸せな街づくり

鶴岡信用金庫 総合企画部 広報課 <https://www.tsuruoka-sk.jp/>

〒997-0035 鶴岡市馬場町1番14号 TEL 0235-22-0059